議 長 日程第3「議案第43号松田町自治基本条例(自治基本条例審査特別委員会報告)」を議題といたします。

本案については、自治基本条例審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長、小澤啓司君。

## 自治基本条例審查特別委員会委員長

それでは、自治基本条例審査特別委員会の報告をさせていただきます。平成 30年3月6日。松田町議会議長 中野博殿。自治基本条例審査特別委員会委員 長 小澤啓司。

自治基本条例審査特別委員会報告。本委員会は、12月7日、12月26日、1月11日及び1月25日に役場4階会議室において委員全員出席、また、3月6日に役場4階会議室において委員5名出席のもと、平成29年第4回議会定例会において付託された「議案第43号松田町自治基本条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告をいたします。

- 1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定いたしました。
- 2、審査の内容。町長、参事兼政策推進課長、総務課長及び担当職員出席の もと、松田町自治基本条例審議会の審議内容を確認し、県西地域2市8町の自 治基本条例の構成内容、住民投票条例の詳細、会議等の傍聴に係る調査表の追 加資料の提出を求めて、詳細に審査をいたしました。

審査の結果、松田町自治基本条例審議会で条例策定に当たり16回にわたり審議を行い、パブリックコメントを実施し、町民の意見を反映した条例で、町の最上位に位置づけられる条例です。町民の役割及び責務並びに議会及び町長等の役割と責務を定め、今後のまちづくりの推進に必要な条例であると判断しました。

しかし、会議の公開等が最高規範である条例に必要であるため、条例に追加 すべきとの結論に達しました。

また、次の項目について強く申し入れをいたします。

(1)条例前文に「みんな」という記述がありますが、わかりにくいので、 自治基本条例の逐条解説書で具体的に解説をされたい。また、女性の参画や子 供の育成及び環境問題についても前文の逐条解説書で説明し、町民にわかりや すく周知すること。

- (2)住民投票については、早急に常設設置型または個別設置型などの審議 を開始し、別に条例で定めること。
  - (3)条例が形骸化することのないよう運用すること。

なお、少数意見として、原案は松田町自治基本条例審議会の答申を受けたものであるため、尊重すべきであり、懸案事項については、条例の見直し条項で 今後対応すべきであるとの意見もありました。

それから、修正の箇所につきましては、最終ページにあります新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。この中で、原案と修正案と併記をされていますけれども、条項の下線が引いてある部分が修正をされた部分でありますので、そこの部分について読み上げていきたいと思います。

第5章行政運営から第9章条例の見直しまで。第5章の行政運営につきまして、14条から21条までになっておりますけれども、14条から22条と訂正します。そして、第6章から第9章までは、1条ずつ繰り下げをしています。それから、新設といたしまして、第5章行政運営、会議の公開等。第21条として、審議会等の会議は、正当な理由がない限り、公開するものとします。2、町長等は、設置する審議会等の委員を選任する場合は、積極的に公募に努め、委員の選任は、男女が社会の対等な一員として、平等に参画する機会を確保するよう努めなければなりません。そして、原案21条から27条につきましては、1条ずつ繰り下げる形をとっております。

以上、報告を終わります。

- 議 長 自治基本条例特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
- 11番 鈴 木 委員会の慎重審議、御苦労さまでございました。1点だけお聞かせください。 さまざまな立場で審議を経て、16回にわたる審査を経てこの条例が出てまいり ました。自治基本条例が出てまいりましたが、この委員会で1点だけつけ加え たという理由をお聞かせ願いたいと思います。どういうわけでつけ加えたか。
- 8 番 小 澤 ただいまの質問にお答えをしていきたいと思います。確かに審議会で16回に

わたって議論をされて、それなりにすばらしい条例が提出をされたと思っておりますけれども、審査特別委員会の中で各項目について審査をしていった中で、会議の公開というものが具体的に明示をされていない。やはり開かれた行政、あるいは議会というものを進めていくために、この会議の公開ということは、やはり具体的に明示をしていくべきであろうと、こういうような意見が多くありまして、そして条項として1条追加という形で提案をさせていただきます。

- 11番 鈴 木 今、議会基本条例で、利根川委員長のほうから一応パブリックコメントとか、何か直すときには全員協議会を通じてお知らせしていますという報告をいただきました。特別委員会がやっていただいたことは大変感謝しておりますけれども、そこの1条をつけ加えるに当たり、全員協議会にも持たない、そしてきょうに出たということは、これでよろしいと思って出したんですか。それをちょっとお聞かせください。
- 番 小 澤 全員協議会に諮らなかったという、こういう御指摘ですけれども、一応これは43号のことについての審査特別委員会という形でありまして、このことについて特別委員会を設けて一つ一つ審査をしていったわけであります。その結果としてですね、1条を追加すると、こういうような形になったわけですけれども、これは、審査特別委員会としての結論を、採決を先にとっておりますので、それを全員協議会に諮らなかったということに対して、その部分については、私もちょっとかけなければいけなかったものなのか、あるいは、その新設条例の審査ですから、特別委員会でやればそれでいいのかなというように考えています。
- 11番 鈴 木 今なぜこれを言うかというと、16回もね、町民の皆様方が一生懸命熱を入れてやらせていただいたのを、この特別委員会だけで1条つけ加えてつくって、例えばね、提案された条項に対して要望事項に付議されるだけならいいけど、特別委員会だけで審議して、こう、ここの本会議に出していただくということは、私、本当に今まで町民の皆様方が16回にわたって審査したのを少しやり過ぎではないかなという気がしているのでちょっと今質問してるんで、私のこの質問を、委員長、どう思うか、ちょっとよろしくお願いします。
- 8 番 小 澤 確かに審議会で16回にもわたって、しかもパブリックコメントまでした中で

でき上がった条例でございます。やはり専門家も交えた審議会の中で決まってきたということに対して、私は尊重すべきであろうと思っております。今申し上げました報告書の中で、少数意見としてという部分がありますけれども、やはりこの点に関して委員会の中でもいろいろと議論があった中で、最後は採決で決定をされたと、こういうようないきさつもありますので、その辺につきましてはですね、委員長の私以外にも委員の方がおりますので、その委員のほうからも説明をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

- 番井 今ですね、町の自治基本条例審議会でですね、16回の審議を行ったというこ F. 3 とで、当然それについてはですね、町側からも報告があります。ただですね、 その町側からですね、特別委員会の中でそういった内容をお聞きしたときには、 この会議の公開及び男女共同参画については、ほとんど審議がされなかったと いうことでありますので、先ほど11番議員の言われるように、例えば審議会の 中で16回経た条例、項目をですね、修正するのであれば、それはその審議会を おろそかにしたというふうな捉え方もできるとは思いますけれども、ここでは ですね、その審議のまな板に乗らなかったという項目をですね、あえてつけ加 えさせていただくことで、やはり松田町の、やはりこの自治基本条例も県西地 区におきましても松田町が一番最後発の自治基本条例であります。その中で、 やはり今の時代の趨勢に合いました行政の公開、会議を公開しましょう、男女 共同参画、女性もですね、審議会の委員に登用しましょうと、そういう方向性 を持たせるためのですね、1条をですね、この松田町自治基本条例に必要だと いう思いの中からですね、追加をさせていただきました。
- 11番 鈴 木 余りしつこくて申しわけないんですけれども、男女参画が入ってなかったという今意見ですけれども、あれは国の上位法で、もう男女参画というのは、もう書かなくても何しても決められてることじゃなかろうかと思ってるので。ただね、私は、この皆さんで審査したものを、慎重にね、行っていただいたのはわかるんですけれども、やはり町民が参画したこの自治基本条例を私は尊重すべきだなというふうに考えて質問をさせていただきました。以上です。
- 12番 大 舘 関連しますけれども、この追加事項についてですね、審議会の人とどのような議論されたのか私にはわかりませんけれども、今、11番議員が言うようにで

すね、この公開、会議の公開とか、男女共同参画とか、もうそれは全て当たり 前のという表現がいいかはわかりませんけども、社会の常識ですよ。ですから、 その審議会のほうではそれを議論されなかったかもしれない。じゃあ審議会と これについて何か相談とか打ち合わせをされましたか。

- 8 番 小 澤 委員会の中でも一番のやはりその問題点になりまして、このことにつきまして、担当課のほうを通じてですね、審議会の会長さんのほうにもどうだろうかというような問い合わせはしております。そういう中で、この会議の公開については、明快な規定がその条文の中に載っていなかったということは確かにそのとおりでありまして、そのことについて、委員会の中で、やはりこれはわかりやすく明文化をすべきだと、こういうような意見が多くて、そういうような結論になったわけでありますけれども、このことについてもですね、ほかの委員のほうから、もし説明ができればしてください。お願いします。
- 3 番 井 上 委員の方と、審議会とお話をしたかということですけれども、審議会はです ね、町長に対して自治基本条例の内容を答申をしてですね、そこで一応終了だ というふうに私は思っておりましたので、特にその審議会を、審議会なり審議 会の会長なりを参考人として委員会には呼びませんでしたので、それはなかっ たということでございます。

あとですね、それ以外ではですね、その元審議会の委員の方に個人的にです ね、聞いたという委員もいらっしゃいまして、そういったことはですね、審議 をしていなかったので、どんどん改革であればですね、つけ加えていただいて 結構だというふうな意見もですね、お聞きしております。

12番 大 舘 今、鈴木議員が質問された中でですね、やっぱり審議会の皆さんのそういう 答申も尊重する。我々議会は、町民の皆さんの提案されたこと、問題をですね、 尊重しなければいけないわけですよ。ですから、今、井上委員からその相談もしなかったということですけれども、やっぱりこれだけのことをするというか、 条例を追加する、議会がね、それについては、やっぱりせっかく何回も会を重ねて慎重に議論された中で自治基本条例を作成された人たちの汗の結晶なわけじゃないですか。それをやっぱり追加する、議会権限で追加すること自体は、 やっぱり審議会の方々を尊重してですね、当然相談をされて、こういう、我々

検討した結果、このことが欠如していますので、追加条例として出したいんですけどというのは、話をされて当然じゃないかと私は認識します。まあ、それがどうのこうのという話ではありませんけど、公開とか女性参画、共同参画なんていうのは当たり前の今、社会の常識ですよ。それだからいいっていう話じゃありませんけども、審議会ではそういう意思のもとにこの条項が入ってなかったのかなと感じますので、やっぱりそれは、もう少し、本当に開かれた議会、町民のための議会であるなら、それは当然相談されてもいいのかなと思います。

それとですね、もう1点、報告書の中でですね、形骸化、(3)の条例が形骸化することのないよう運用することとありますけれども、自治基本条例がですね、北海道の栗山町で初めて制定されたときに、全国津々浦々からですね、視察等、話題になりましたよね。それだけ話題性があったんですけど、今は何にも、栗山町のクの字も出ないんです。じゃあ、これを報告事項の中で形骸化することのないようにということですけれども、自治基本条例が制定されて、全く形骸化されないで、きちっとそれが生かされてるという、特記できるような自治体がどこにあるのか、その事例をもしわかられたら教えていただいてですね、この自治基本条例を制定したためにこれだけ町が変わったんだという、そういう特記事項があればぜひ教えていただきたいと思います。

8 番 小 澤

まず、最初のですね、その審議会云々の話ですけれども、確かにその委員会の中で議論をしていく過程において、審議会のあり方の問題、あるいは審議会の形骸化、はたまた特別委員会の議員がどこまでそれに手を加えていいのかどうか、こういうような問題がやっぱり浮き彫りになってきたことは事実であります。

それからもう1点、この、今、形骸化の問題につきましてはですね、一応この自治基本条例、どこの自治体でも今みんなつくっていますけれども、これができ上がったらそれでおしまいというような、一安心というような部分もありますので、この松田町においてはそういうことのないように、そして自治基本条例と、そして議会基本条例が両輪となって議会の発展のために尽くしていけるように、そういうような願望も込めましてこのことを書かせていただきました。具体的にどこの自治体がという話になりますと、ちょっと今手元に資料が

ありませんのでお答えできませんけれども、よろしくお願いします。

3 番 井 上 前段のですね、審議会の意見を尊重すべきだと、それはやはりですね、松田 町議会議員としてですね、この審議会は松田町の議会の審議会ではないわけで すよね。町長に答申をする、自治基本条例の原案を町長に答申をする審議会で、 それをですね、町長が松田町議会に上程をし、自治基本条例の特別委員会で審 査をしたという中でですね、どこまで、そのやった回数等は、内容等について は、担当課長からですね、お聞きしてありますけれども、やはり松田町議会と して、本当に例えば女性参画がなされているのか。それは常識だと言いますけ れども、例えば今の松田町の各種委員の内容を見てですね、どこまで女性がで すね、登用されているのか。そういった実態を見た中でですね、自治基本条例 に載せるべきか。例えば、実際に各委員会にですね、もう1名以上女性委員が いてですね、もう十分それは意義がなされている、達成されているというふう なことであればですね、今、12番議員の言うとおりかとも思いますけれども、 そうではない現状をやはり改革をしていかなければいけない。

あと、会議の公開についても、何名かがですね、一般質問で出されていますけれども、なかなかその会議を公開をする、いつ会議をですね、開催するかという情報もですね、多少滞っている部分もかなりあります。そういった部分から、私はこの特別委員会の委員としてですね、そういった考えを出させていただきました。

12番 大 舘 言われなくてもわかってます。井上委員の話されることも理解はできなくはありませんけども、やっぱり議会である以上は、やっぱり町民の皆さんのことを最優先に考えてですね、理解を得てやるべきだったのかなというふうに私は感じたんです。それで、女性参画の問題ですけども、じゃあ松田町の女性が虐げられてるんですか、全て。ただ審議会で公募しても女性が手を挙げなかったりとかいうことで、いろんな審議会ね、そういう部分で入ってないということもあります。必ず差別とかそういうのがあって審議会に参加してないということじゃないと思います。それは開かれた町政ですから、それは恐らく公募なり何なり、全部皆さんに平等にそういう公募をかけてるわけですから、その中で、公募をかけて、なおかつ女性はだめですよという話であれば、それは今、井上

議員の言われるようなことが通用するかもしれませんけど、松田町の町政において、その女性を差別したこと、今差別されてることっていうのはないと思う。男女平等に扱われている、私はそう理解しています。ですから、委員会に女性が入ってないからこれは差別だというのは、捉え方が違いますよ。全然違います。人物ですよ。女性であろうと男性であろうと、その審議会にふさわしい人が選ばれているということであれば、女性であろうと男性であろうと。じゃあ、女性が入ってないからって言う発言そのものは、男性を差別してる言葉と同じですよ。女性でなければいけない、男性でなければいけないという、そういう議論じゃないわけです。全て平等に公募されて、そういう扱いをされてると思う。松田町町政の中で女性と男性を差別したものなんかどこもないでしょう。女人禁制の場所なんかどこもないでしょう。ただ、審議会にたまたま公募をされなかったり、入らなかった部分は、それは今までの慣例とかそういうものもありますから、差別でそうなったわけじゃないんです。ですから、私は、いつでも平等に町民の一人ひとりがされてると理解してます。それはちょっと違います。

それで、今の話で形骸化の問題、委員長が答弁いただきましたけど、各自治体を一々調べてね、どれだけ変わったかというのは、なかなか調べにくいところがあろうかと思いますけれども、やっぱり特殊な町とか、自治基本条例をつくったおかげでこれだけ町が変わったよというようなところがどこかにもしかしたらあるかもしれない。そうしたら、これがこれだけ町を変えたんだというのが委員会の中で調べていただいて報告いただければ、この文章がもっと生きてくるのかなと思いますけれどもね。なかったということですから、それはもうしょうがないです。もう既に報告書としてあらわれちゃってますけど、でもこれからは、全てがそうですけども、仏つくって魂入れなければ何の意味がございませんから、やっぱり私たち議会人は、ちゃんときちっと監視するとか、条文の中にありますよね。それを実行してもらいたい。自分自身も含めて、それはきちっと肝に銘じてやらなきゃいけないのかなというふうに感じてますので、その辺でもう一言お願いします。

1 番 平 野 私は、初めてのこの自治基本条例は、名前がちょっと違ったかと、まちづく

り条例という名前だったかもしれませんが、ニセコではなかったかなとちょっと思っているんですけども、どちらにしても北海道の自治意識が強い自治体だったと思うんですが。(「勘違いです」の声あり)ニセコでは、実際にこの条例ができてからなのか、その前からなのか、かなり北海道というのは自治意識が強い自治体が多いので、もしかしたらもともとそういう伝統があったのかもしれないんですが、その条例が明文化されて以降、会議は全てオープンとか、そういうことがもう当たり前にやられています。それから、月1回住民は、役場に用事がなくてもアポなしで町長に会える、「こんにちは・おばんです町長室」とかね、とにかくもう本当にオープンですね。

なので、形骸化されているところは確かに多いと私も聞いておりますが、し っかりとやれているところもあると。松田町は後発でつくっていくのだから、 なおさら形骸化されることではなくてやっていかなくてはという意識で、何回 も私は一般質問でも取り上げさせていただいてますけども、その公開制に関し ては当たり前なんですが、当たり前だけれども、まだ松田ではなかなか追いつ いてない部分もあるということで、何回も取り上げています。この条例をつく るに当たっては、やはりこれは今の現状を踏まえれば、やはり入れるべきだろ うということで追加させていただいております。最初、その追加する前に条文 として括弧書きでね、会議の公開っていうのがちょっと入ってたんですけども、 よく読んでみたら、これは文書の情報公開条例のことを書いているにすぎなか ったんですよ、最初の原案に出てきたときね。これだと、会議の公開まではち ょっと言えてないだろうということで、これは担当職員も説明に来ていただい て、この一文だけで会議の公開をこれはフォローできているのかということを 確認したんですが、やはりちょっとそこでは足りないんだということがわかり ました。情報公開条例の中でも、会議の公開というところまではなかなかそれ はフォローできないと。逆にそっちを変えなきゃいけないとなると、とてもま た手順も大変だということがわかりまして、ではここで一文入れたほうがいい んじゃないかというふうに、で追加させていただきました。

その際に、やはりその男女共同参画に関しましても、確かに当たり前なんで すね。当たり前だからこんなこと書かなくてもいいようになるのがそれは一番 です。私も本当にそう思っています。だけれども、現状として本当にそうなのかと。今、委員会や審議会とかに女性が手を挙げないからいけないんだと、別に禁止してるわけじゃないんだとおっしゃいましたけれども、まずそのこれまでの歴史を見ると、結局女性が手を挙げにくいというのがまず現状としてあります。これはその議会なんかでもそうです。もう立候補をする時点で女性にはさまざまな足かせというのがあります。家庭の足かせだったりする場合もあるし、あとは本人の心理的な足かせも非常に大きいです。それを少しでも和らげるためには、やはりそこに何らかのフォローも必要だと。そういう意味で、ここで男女共同参画の一文も追加させていただいたということなんですね。もうほんとおっしゃるとおり、当たり前だという意識が、みんなが共有ができて、こんなの必要ないよというのがほんと理想だと思いますが、なかなかそこには追いついてないのが現状だと思います。

- 12番 大 舘
- 11番よりしつこくて申しわけありません。よくわかりました。平野議員の言われることは理解できますけれども、議会、会議そのものを公開を全てをして、その中で聞きかじった人が正しい理解ができればいいけども、それがひとり歩きしちゃう、そういう場合もあるんですよ。ですから、必ずしも全部会議を公開することそのものが弊害になる可能性も生まれてくるわけです。ですから、やっぱりある程度の仕分けはしなければいけない部分もあるんじゃないですか。そういう面も私はあると思います。それが全てではありませんけども、でも当然公開されるべきものは正しく全てのその会議についても公開すべきであるし、やっぱりこれはもし誤ってひとり歩き、そのね、一つの問題で全く理解を変えてそれが世間にひとり歩きした場合にはですね、行政運営にとって支障を来す。あの国会の答弁じゃありませんけども、そういう場合もあるわけですよ。ですからそれは慎重にするべきだと思います。それは当然執行者が判断すべき問題だと思います。ですから、いいです、答弁は結構です。これで終わりますから。何かぐちゅぐちゅ言ってますけど、じゃあ、はい、どうぞ。
- 1 番 平 野 今おっしゃっている中で、最初は、会議の公開は原則なので書かなくてもいいんじゃないかとおっしゃって、次の今のところでは、全てオープンにすると 困ることがあるというので、これはどちらだととればいいんでしょうかね。

(私語あり) いやいやいや、先ほどは会議の公開なんてもう書かなくていい、 当たり前のことだからとおっしゃった。その後、もう一回、今度は全部公開す ると困るだろうとおっしゃったので、これ、どちらの立場でおっしゃったのか、 もう一度はっきりさせていただけますか。

12番 大 舘 公開は大原則ですから、そうですけども、例えばの話、そういう場合もありますけどという話なんです。そういう場合もありますから、慎重にという取り扱いをしなければいけないのかなという、私個人の意見です、それは。そういうことです。

議 長 ほかに。

番 私は、特別委員会の委員として出席させていただきました。それで、今皆さ 2  $\blacksquare$ 代 ん議論している中で、1点だけちょっと論点がちょっと見えにくいのかなとい うことで、私の考えで説明させていただきます。まず、この条例を審査すると きに、町長から出されましたこの原案の第20条です。第20条、情報公開、町長 等は町政に関する情報を別に定める条例により町民に速やかにわかりやすく公 開し、または提供しなければなりません。くどいようですけど、別に定める条 例によりということです。では、この別に定める条例が何かということで、前 者の平野議員もお話しされましたけど、松田町情報公開条例でした。これに会 議の公開も出てれば何も問題なかったんです。ところが、松田町情報公開条例 は、御存じのように文書です。文書の公開しか規定がしておりませんでした。 近隣の各町を見ても会議の公開というのはみんなうたわれておりました。その 中で、これに加えて、20条に新しく加えて会議の公開等ということで、審議会 の会議は正当な理由がない限り公開するものとしますということで、開かれた 行政ということをフォローしたと、これが大きな論点になりました。以上です。 終わります。

議長でいませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

3 番 井 上 賛成討論ですけれども。

議 長 いや、反対討論の方、いらっしゃいませんか。反対討論はいませんか。いな

いようでしたら賛成討論から。

3 番 井 上 それでは、自治基本条例委員会報告案に賛成の立場から賛成討論を行います ので、よろしくお願いいたします。

松田町の自治基本条例に対し、委員会報告書のとおり、松田町の最高規範である自治基本条例の原案に対し、県内の市町村で制定されている基本条例の中でも、最後発のものとなってしまいました松田町の自治基本条例であります。だからこそ町民に開かれた行政となるべき指針を盛り込んでいかなければいけないと思います。

その指針として、1点目は会議の公開であります。第20条で情報の公開とありますが、これは会議終了後、文書で行政がその結果をまとめたものについて、公開をするというものがほとんどでございます。会議全体の公開をすることとはほど遠いものであると思います。情報公開条例の中で、公開の規定の一部改正も考えられるとの町側の説明もありましたが、それは情報公開条例はですね、今現在、上郡5町共同での審査を行う機関ということになっています。その会の同意を得る間も大分長い時間がかかるということでもあります。松田町の最高規範となるべき自治基本条例、これに定めることが最上ではないかと考えています。

2点目は審議会への女性委員登用の原則であります。この時代において、男女共同参画は常識だという意見もございました。やはり町民のための行政、開かれた行政にとっては当たり前でありますが、やはり先ほど仏つくって魂入れずです。やはりその仏をつくらないとですね、やはり男女共同参画ということはなかなか実現していくのには、難しいことではないかなと思います。それぞれの条例の中で定めればいいという手法もありますけれども、松田町の条例の数を考えると、また松田町の最高規範である自治基本条例の中に、盛り込まなければいけない最低限の項目であると考えています。

これらの追加は、自治基本条例審議会で十分な審議を経て答申された審議内容を、おろそかにするものではないというふうに考えています。情報公開と男女共同参画について、条例案にはあらわされていないものではありますが、審議する項目とは、審議会での審議する項目とならなかったという町の説明もあ

りました。

以上のことから、委員会報告書のとおり、今、松田町としての自治基本条例を制定するに当たり、町の最高規範の中に盛り込むため、自治基本条例に対する修正案として1条を追加し、最後発である松田町自治基本条例を今の時代にふさわしい自治基本条例として、松田の議会として賛成をすべきではないか。 反対のための反対ではなく、ぜひ議員皆様の賛同をしていただきまして、よりよい松田町自治基本条例とすることをお願いをいたしまして、以上で討論とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 番 平 野 私も賛成の討論をさせていただきます。

議 長 もう一度聞きますが、反対討論者はいらっしゃいませんね。それでは、どう ぞ。

1 番 平 野 議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場で討論をしたいと思います。 この修正の追加文が入った修正案のほうで賛成の立場ということです。先ほど もちょっと質疑のところでお話をしてしまいましたけれども、この一文の中に 女性のことを明記する、それからあと会議の公開のことを明記する、これに関 して賛成の立場でお話しいたします。

この会議の公開に関しましては、先ほど井上議員がお話ししていただいたとおり、いろいろなその検討をいたしました。情報公開条例のほうで何とかできないかと、そして、なるべくならこの審議会で提出されたこの案を尊重できないかということで何度か検討いたしましたけれども、やはりその情報公開条例のほうは、文書を請求に応じて公開する、そういうものに対する規定であって、会議の公開にはちょっと足らなかったと。そして、そこをいじくるためには、なかなかその上郡全体での審議会を待たなくてはいけないということで、時間もかかるということで、これはこちらの修正案のほうに入れるほうがいいだろうということになりました。そして、この情報共有、会議の公開は、先ほど言ったとおり、やはりこれは当たり前のことだというふうな認識は皆さんあると思うんですけれども、でもそれでもなかなか実現が足りない現状を踏まえれば、これは明文化する必要があると。つまりこれは、自治基本条例がこの協働の町

政を目指して制定される、その基盤となるものではないかと思います。つまり、 この条例にこの一文をまるでインフラの整備のように加えていく、これは大事 なことではないかと思います。

それから、女性に関する男女共同参画のことなんですが、これも先ほどお話 ししましたが、本当に当たり前の常識であって、書かなくてもいい日が来るの が一番望ましいことであります。実は、あした3月8日というのは国際女性デ ーという、これは国際的な国連が取り上げている日なんですね。わざわざこれ を国際的な段階でもいまだに取り上げるというのは、やはりまだまだ男女共同 参画が足りない部分がある、それを後押しするという、これはもう本当に国際 的な流れというか、そういう認識のもとに制定された日です。国際レベルでも そのような現状であるということを踏まえれば、松田が頑張っていると仮に認 めたとしてもですね、なかなかまだ足りない部分があるだろうと私は思います。 そして、先ほど女性が手が挙げないのがいけないんじゃないかと、別に排除し ているわけではないというような御意見も伺いましたけれども、これは本当に まだまだ後押しをしなければ、女性は手を挙げることさえ遠慮してしまうのが 事実。エンパワメントという言葉がありますけれども、これまで女性はそうい うものに手を挙げていいんだよという、そこさえ気がつかなかったという現状 がありますので、これを後押しするためにもわざわざ国際女性デーを設けてい るぐらいでありましたら、やはりこの小さな町、松田町であっては、やはりそ のミニ憲法とされる自治基本条例でありますから、ここに一文、男女共同参画 のことを入れ込んで、もう一つプッシュをしていくという姿勢が、それをまた 見せることが大事なのではないかと思われます。そういったことで、長い歴史 でこの女性がいろいろと少しずつ一歩一歩進出をしてきたんだと思うんですけ れども、松田においてもその歴史にここできっちりと足跡をつけるという意味 でも、この女性という、男女共同参画というこの一文をつけ加えさせていただ く、ここに私は賛成したいと思います。

そして、またこの特別委員会の中でも、何度かこの審議会の皆さんの労力を 無駄にするのではないかと、とても失礼なことではないかという御意見が何度 も何度もありました。本当にそれは皆さん共通で、そこのところも非常に気に

なっていました。それを気になりながら話しました。でも、この審議会の皆さ んの労力にきちんと向き合ったという、それが一つの私たちの誠意なんだと思 います。議会は議会として、皆さんが上げてくださった答申に対してきちんと 向き合い、そして考えて、そして皆さんの、申しわけないじゃないかと思いな がらも、こういうふうな一文を提案させていただくところ、そこまで何回も回 を重ねて結果を出してきた、これが一つの議会の特別委員会側としては、一つ の誠意だと思うんです。もういいよ、それでいいよと言って、ぱっと認めると いうこともできるかもしれないんですけども、やはりそこはきちんと受け取る、 そして向き合う、これが大事だと思います。そして私も、先ほど井上議員がお っしゃったように、この審議会は町長への答申が出た段階でいわば解散という ふうなことなので、審議会と相談したかというふうに言われると、審議会とは ちょっと相談ができません。できませんでした。けれども、個人的に委員をし ていた方もちょっと存じ上げていたので、ちょっと聞いてみましたが、いや、 もっとよりよい形にしてもらうのなら、全然構わないんだというふうなお答え はいただいております。議員は議員として向き合うということで、こうした追 加の一文を修正案として出させていただきます。

議 長 反対討論はいらっしゃいませんか。

7 番 利 根 川 今までですね、各議案に対して反対討論があって賛成討論を認めてたと思う んですよ。ですから反対討論がないのに賛成討論だけ認めるというのはどうな んですか。

議 長 いや、私も前町長のときやりました。そういった、あります。あります。で すから一向に構いません。

ほかにございませんか。(私語あり)

11番 鈴 木 本来そうです。委員会の慎重審議、御苦労さまでございました。1点だけ、さまざまな立場の町民で構成された自治基本条例審議会では、16回にわたる審議を経て条例案を協議されましたが、この内容について、審査特別委員会としては、1条追加せんとの結論です。ただ、特別委員会の前には、全員協議会での説明やパブリックコメントによる町民からの意見聴取もあったわけで、議会としては、そこでヒントだけでも投げかけておけば、修正内容に関して事前に

審査で審議会で審査する時間もとれたのではないでしょうか。また、提案された条例に対して、要望事項を付議するだけならともかく、審査特別委員会だけで審議し、決められた1条を条例に追加することとは、町民も参加した原案に対して少々やり過ぎではないかと思いまして、反対討論にさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

## (「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第43号松田町自治基本条例(自治基本条例審査特別委員会報告)について採決を行います。 採決は2回行います。2回です。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず、委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正案を除く原案について2回目の採決を行います。繰り返します。採決は2回行います。 1回目の採決は修正案について行います。2回目の採決は修正案を除く原案について採決を行います。

それでは、議案第43号松田町自治基本条例について、委員会修正案に賛成の 方の起立を求めます。賛成の方です。

ごらんのとおり、修正案に対して賛成と起立した者と起立しない者が同数で ございます。よって、この過半数に満たないことから、委員会報告の修正案は 否決となりました。

ただいま修正案が否決されましたので、松田町議会会議規則第87条第3項の 規定により、原案について採決をいたします。原案のとおり決することに、修 正案を取り除いた部分の原案でございます。原案のとおり決することに賛成の 方の…(「すいません、もう一度お願いします」の声あり)修正案が、ただい ま修正案が否決されましたので、松田町議会会議規則第87条第3項の規定によ り、原案について、原案について採決を行います。原案のとおり決することに 賛成の方の起立を求めます。

ごらんのとおり、起立、立たなかった者、立った者、同数でございます。よって、原案は否決されました。否決されました。(私語あり) 町条例に基づいたもので、同数の場合は。ございません。これでよろしいんです。半数を超え

ないと否決でございます。投票をしませんから。